

# 熊取町国民保護計画 [概要版]

## 熊取町国民保護計画とは？

熊取町国民保護計画は、町域において、万が一、外敵からの武力攻撃や大規模テロなどの不測の事態が発生した場合に、国の方針に基づき、町が、国や府、市町村、関係機関などと連携・協力して、的確・迅速な住民の避難や避難住民等の救援などができるよう定めたものです。

町では、平成16年9月に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、「国民保護法」という。）に基づき、平成19年1月に計画を策定しました。

今回、平成22年3月の計画変更以降、これまでの期間に法令等や政府が定める「国民の保護に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）及び大阪府国民保護計画（以下、「府国民保護計画」という。）が変更されたこと等に伴い、それらと整合性を図るとともに、本町の組織改編による変更、統計データの更新を踏まえ、所要の事項の変更を行いました。

## 経過

平成15年6月	武力攻撃事態対処法	施行
平成16年9月	国民保護法	施行
平成17年3月	国の基本指針	閣議決定
平成18年1月	大阪府国民保護計画	策定
平成19年1月	熊取町国民保護計画	策定
平成22年3月	熊取町国民保護計画	変更
令和2年2月	熊取町国民保護計画	変更

## 熊取町国民保護計画の構成

熊取町国民保護計画の構成は、下表のとおりです。

編		章	
第1編	総論	第1章	総則
		第2章	基本方針
		第3章	関係機関の責務と役割
		第4章	熊取町の地理的、社会的特徴
		第5章	町国民保護計画が対象とする事態
		第6章	緊急対処事態への対処
		第7章	用語の意義
第2編	武力攻撃事態等への対処	第1章	実施体制の確立
		第2章	住民の避難
		第3章	避難住民等の救援
		第4章	武力攻撃災害への対処
		第5章	国民生活の安定
第3編	平素からの備え	第1章	組織・体制の整備
		第2章	避難・救援・災害対処
		第3章	特殊標章等の交付及び管理
第4編	復旧等	第1章	施設の応急復旧
		第2章	武力攻撃災害の復旧
		第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等
		第4章	国民の権利利益の救済に係る手続等

注. 網掛け：平成22年3月の熊取町国民保護計画から修正を実施した章

## 熊取町国民保護計画の変更概要

### ◇国の定める基本指針及び府計画の変更に伴う修正

- ・ 現地調整所<sup>※1</sup>の設置を追加
- ・ 国の現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会への参加を追加
- ・ 大規模集客施設等における国民保護措置の実施を追加
- ・ 核攻撃における避難退域時検査及び簡易除染等の措置を追加
- ・ 新たな警報伝達手段として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）<sup>※2</sup>、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）<sup>※3</sup>を追加
- ・ 安否情報の収集・提供に総務省（消防庁）が運用する安否情報システム<sup>※4</sup>の利用を追記
- ・ 職員の配備基準の変更
- ・ 国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を追加
- ・ 関係法令等改正に伴う修正
  - ・ 平和安全整備法の施行による事態対処法の改正に伴い、武力攻撃事態対処法を事態対処法へ変更
  - ・ 感染症法の改正に伴い、感染症に関する表記を変更
  - ・ 災害対策基本法の改正に伴い、災害時要援護者を災害時要配慮者もしくは避難行動要支援者に変更
- ・ 大阪府の組織改編に伴う変更

### ◇施設名称の変更に伴う修正

- ・ 原子力事業所の名称変更

### ◇本町統計データ等の時点修正

- ・ 地形（町面積）、気候、人口状況、在留外国人数、自動車保有台数の表記を変更

### ◇本町の組織改編に伴う修正

- ・ 組織名称の変更
- ・ 泉州南消防組合設立に伴う変更
- ・ 事務分掌の変更

#### ※1 現地調整所

現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うため、個々の現場に設けるもの。

#### ※2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム。

#### ※3 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

官邸から関係機関に、緊急情報を迅速に伝達するための一斉同報システム。配信先ではアラーム等による注意喚起が行われる。

#### ※4 安否情報システム

国民保護法に規定される安否情報の収集・提供等の事務のために開発された「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」の略称。システムの主な機能は、安否情報の「入力」、「整理」、「報告」、「提供」の4つに分けられる。

# 熊取町国民保護計画 [概要版]

## 第1編 総論

第1編では、計画の対象や基本方針等を掲げています。また、関係機関の責務と役割や、町の地理的、社会的特徴、国民保護計画が対象とする事態についても記載しています。

### 計画の対象

町域の住民はもとより、武力攻撃事態等の発生の際に、通勤、通学、旅行などで町域に滞在する者や、市町村域を越えて町域に避難してきた者も保護の対象とします。また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とします。

### 基本方針

町が国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について以下の9つの基本方針を掲げています。

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保
- 5 国民の協力
- 6 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- 7 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- 9 熊取町地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

### 町国民保護計画が対象とする事態

府国民保護計画において対象としている武力攻撃事態及4類型及び緊急処理事態4事態例を対象として、次の事態を想定しています。府計画と同様に、特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急処理事態に留意して国民保護措置等を実施します。

武力攻撃事態	緊急処理事態
<ul style="list-style-type: none"><li>・着上陸侵攻</li><li>・ゲリラや特殊部隊による攻撃</li><li>・弾道ミサイル攻撃</li><li>・航空攻撃</li></ul>	<p>&lt;攻撃対象施設等による分類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</li><li>・多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</li></ul> <p>&lt;攻撃手段による分類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</li><li>・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</li></ul>

※1 武力攻撃事態：

我が国に対する外部からの攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。

※2 緊急処理事態

武力攻撃に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態。

## 第2編 武力攻撃事態等への対処

第2編では、武力攻撃事態が発生した場合における対応全般について記載しています。

### 実施体制の確立

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案の発生後、国において直ちに事態等の認定がある場合は、国民保護対策本部を設置します。当該事案の発生後、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がない場合は、迅速かつ的確に初動対処を実施するため、事案に応じて、災害対策本部又は災害警戒本部を、必要な期間、設置します。

### 住民の避難

町長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線、広報車、ファクシミリ、インターネット、携帯電話の一斉メール等、町が保有するあらゆる手段を活用し、警報を伝達・通知します。警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等避難行動要支援者に配慮します。避難については、事態想定を念頭に、避難先までの距離、避難までの時間的余裕を踏まえ、避難誘導を行います。

### 避難住民等の救援

町長は、知事が行う救援を補助するほか、あらかじめ府と調整した役割分担に沿って、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、措置のうちで実施することとされた救援に関する措置（収容施設の供与、食品の給与及び飲料水の供給、生活必需品の給与又は貸与、被災者の捜索及び救出、通信設備の提供など）を関係機関の協力を得て行います。

### 武力攻撃災害への対処

本町は、町域に係る武力攻撃災害を防除及び軽減するため、武力攻撃災害への対処に関する必要な措置を講じます。

## 第3編 平素からの備え

第3編では、武力攻撃事態等が発生した場合に、国民保護措置等を的確かつ迅速に行えるよう、平素から取り組むべき事項について記載しています。

### 組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう組織・体制を整備するとともに、府、近隣市町村、関係機関との連携確保を図ります。また、関係機関と連携して広報・啓発を行うほか、ボランティア団体等への活動支援、住民参加型の訓練等を実施します。

### 特殊標章等の交付及び管理

本町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定めています。

## 第4編 復旧等

第4編では、施設の応急復旧や、武力攻撃災害の災害の復旧に努めること、国民保護措置に要した費用の支弁等や国民の権利利益の救済に係る手続き等権利利益の救済に係る手続きを処理について記載しています。